

基本施策Ⅱ－8 介護保険制度の適切な運営支援

趣旨 介護給付の適正化事業など介護保険制度の適切な運営に取り組む市町村を支援します

現状

【介護保険標準給付費の状況】

- 居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等介護保険に係る県全体の標準給付費の状況は、介護保険創設時の平成12年度(2000年度)と令和3年度(2021年度)を比較すると約456.6%となっています。
- また、第7期計画(平成30年度)と第8期計画(令和3年度)を比較すると約112.3%となっています。

表 3-2-8-1 介護保険標準給付費の状況

(単位：百万円)

区分	第1期計画 平成12年度 (2000年度)	第2期計画 平成15年度 (2003年度)	第3期計画 平成18年度 (2006年度)	第4期計画 平成21年度 (2009年度)	第5期計画 平成24年度 (2012年度)	第6期計画 平成27年度 (2015年度)	第7期計画 平成30年度 (2018年度)
給付実績額	95,248	163,358	200,904	242,842	300,390	351,157	387,278
区分	第8期計画 令和3年度 (2021年度)						
給付実績額	434,894						

※ 標準給付費とは、「介護給付及び予防給付に要する費用」で、市町村特別給付、保健福祉事業等の市町村による横出し給付や、市町村が条例により国の定める支給限度基準額を超える額を設定する上乗せ給付を除いた額をいいます。

出典：介護保険事業状況報告

【介護保険標準給付費の見込み】

- 介護サービスの利用見込み量に応じて、標準給付費は算定されます。
- 各市町村が見込んだ介護サービスに係る標準給付費の県全体の合計額は、次のとおりです。

表 3-2-8-2 介護給付費の見込み (単位：百万円)

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付費	444,048,697	463,374,382	479,604,681	495,035,655
在宅	240,356,300	253,417,965	263,689,494	274,527,517
居住系	54,092,408	56,756,911	58,852,782	61,061,738
施設	149,599,989	153,199,506	157,062,405	159,446,400

【第1号被保険者の介護保険料の状況】

- 第1号被保険者の介護保険料の状況は、次のとおりです。

表3-2-8-3 第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)(加重平均額)
 の推移

第1期計画 (平成12～14年度)	第2期計画 (平成15～17年度)	第3期計画 (平成18～20年度)	第4期計画 (平成21～23年度)
2,700円	2,872円	3,590円	3,696円
第5期計画 (平成24～26年度)	第6期計画 (平成27～29年度)	第7期計画 (平成30～令和2年度)	第8期計画 (令和3～5年度)
4,423円	4,958円	5,265円	5,385円
第9期計画 (令和6～8年度)			
			円

☆ 中・長期的な推計

令和 年度 円程度
 令和 年度 円程度

※介護保険料の基準額

計画期間(3年間)における市町村の保険料収納必要額を、予定保険料収納率を加味した上で、第1号被保険者数で除して算定した額。

※加重平均額

県内市町村の第1号被保険者一人あたりの平均額。

【市町村別保険料】

- 市町村は、計画期間(3か年)の介護サービスの見込み量や整備計画などを踏まえ、計画期間中における保険料を設定します。
- 第9期計画期間(令和6～8年度)における市町村別の保険料は、次のとおりです。

第9期計画期間（令和6～8年度）における市町村別保険料一覧
（条例で定める第1号被保険者の保険料の基準額（月額））

（単位：円）

	市町村名	基準額（月額）		市町村名	基準額（月額）
千葉圏域	千葉市		山武長生夷隅圏域	茂原市	
東葛南部圏域	市川市			東金市	
	船橋市			勝浦市	
	習志野市			山武市	
	八千代市			いすみ市	
	鎌ヶ谷市			大網白里	
	浦安市			九十九里	
東葛北部圏域	松戸市			芝山町	
	野田市			横芝光町	
	柏市			一宮町	
	流山市			睦沢町	
	我孫子市			長生村	
印旛圏域	成田市			白子町	
	佐倉市			長柄町	
	四街道市			長南町	
	八街市			大多喜町	
	印西市			御宿町	
	白井市		安房圏域	館山市	
	富里市			鴨川市	
	酒々井町			南房総市	
栄町		鋸南町			
香取海匠圏域	銚子市		君津圏域	木更津市	
	旭市			君津市	
	匝瑳市			富津市	
	香取市			袖ヶ浦市	
	神崎町		市原圏域	市原市	
	多古町				
	東庄町		加重平均額		

※加重平均額とは、県内市町村の第1号被保険者一人あたりの平均額です。

令和6年度～8年度の保険料は、国の指示に基づき市町村が算出を行い、その数値を基に本計画を更新する予定です。なお、保険料は、市町村が条例改正を行うため、2月議会により確定する予定です。

【介護給付適正化】

- 介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、住民からの介護保険制度への信頼を得ていくためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すための介護給付適正化への取組は欠かせません。

- 保険者である市町村の介護給付の適正化に向けた取組は進んでいるものの、実施が望ましいとされている適正化事業を全て実施している市町村はまだ少ないのが現状です。

【適正な介護サービスの提供】

- 介護サービス事業者は、条例に定める設備や運営に関する基準に従い、サービスを提供することとされており、基準に則った適切なケアが行われるよう助言・指導していく必要があります。

【事業者経営情報の調査・分析】

- 現在、各介護事業所の経営状況等については、国が「介護事業経営実態調査」を3年に1度実施していますが、物価上昇や災害、新興感染症等への対応として、情報収集等の更なる充実が求められています。

課題

【介護給付適正化】

- 介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、各保険者において自らの課題認識の下に取組を進めていくことが重要であり、県としても、保険者である市町村が適正化事業を着実に実施できるよう、支援することが求められています。

【適正な介護サービスの提供】

- 高齢者の尊厳を守り、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する良質なケアの提供を確保するとともに、介護保険制度の信頼性を維持する上で、介護サービス事業者の情報を公表することや、事業者や監督権者等が利用者やその家族等からの苦情へ適切に対応すること、介護サービス事業者に対する指導監督を的確に実施することが必要です。
- 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメント推進の観点から、介護現場における事故情報の分析や介護現場に対する指導や支援が重要です。

【事業者経営情報の調査・分析】

- 介護サービスの経営情報については、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、収集・把握を進めることが重要です。
- 介護職員の処遇改善を進める上でも、介護サービス事業者の経営状況について、医療法人と同様、分析できる体制の構築が求められています。

取組の基本方針

①介護給付適性化に向けた市町村への支援

【適正化に向けた市町村への支援】

- 保険者である市町村の実施する主要3事業の取組を支援します。
- 具体的には、要介護等認定が適切に実施されるよう、また、ケアプラン点検や縦覧点検・医療情報との突合が適切に実施できるよう、取り組みます。
- 適正化事業の実施効果を検証するため、年度ごとに適正化事業の実施目標を設定し、各年度終了後に実施状況及び事業効果の検証を実施します。
- 保険者、県、千葉県国民健康保険団体連合会が一体的に取り組むことができるよう連携を強化します。
- 個々の要介護等認定者が真に必要とするサービスを受けることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に取り組めます。

取組	概要
介護給付適正化・適切化推進特別事業 (高齢者福祉課)	市町村が行う介護給付適正化への取組に対し、千葉県国民健康保険団体連合会と連携して介護給付の適正化を促進します。 ○ケアプラン分析運用支援業務 ○介護報酬請求縦覧点検支援業務 ○個別相談支援業務
介護認定調査員新規研修及び現任研修 (高齢者福祉課)	新規に認定調査に従事する者及び既に認定調査に従事している者が要介護認定等における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能の修得及び向上に資する研修を実施します。
介護認定審査会委員新規研修及び現任研修 (高齢者福祉課)	新規に介護認定審査会委員に就任する者及び既に介護認定審査会委員に就任している者が要介護認定等における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能の修得及び向上に資する研修を実施します。
主治医研修 (高齢者福祉課)	要介護認定等に係る審査判定に必要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、医師を対象とした研修を実施します。

<p>介護認定審査会運営 適正化研修 (高齢者福祉課)</p>	<p>介護認定審査会の適正な運営を図るために必要な知識、技能の修得並びに審査判定手順等の適正化及び平準化に資する研修を市町村職員等を対象に実施します。</p>
<p>要介護認定事務に係る技術的助言 (高齢者福祉課)</p>	<p>介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、要介護認定事務に係る技術的助言を行います。</p>
<p>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上(再掲) (高齢者福祉課)</p>	<p>医療・介護等の多様なサービスの一体的な提供や、医療職等との連携・協働による支援など、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実践できる介護支援専門員が増えるよう、資質向上に努めます。</p>
<p>主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の資質向上(再掲) (高齢者福祉課)</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)が増えるよう、資質向上に努めます。</p>

【保険者（市町村）による介護給付の適正化に向けた取組】

- 保険者である市町村は、介護給付の適正化に向け、国が定めた主要3事業である「①要介護認定の適正化」、「②ケアプランの点検」及び「③縦覧点検、医療情報との突合」を行うとともに、任意事業として「介護給付費通知」や「給付実績の活用」などを行っています。

表 3-2-8-4 保険者（市町村）における主要3事業等の実施目標

適正化事業名		令和4年度末時点の 実施状況		実施保険者の目標数			令和8年度 末の 実施率 (%)	備考
		実施 保険者数	実施率 (%)	R6	R7	R8		
主要 3 事業	① 要介護認定の適正化	54	100%	54	54	54	100%	
	② ケアプランの点検 (住宅改修等の点検) (福祉用具購入・貸与調査)	52	96%	54	54	54	100%	
		41	76%	47	49	49	91%	
		37	69%	45	47	47	87%	
	③ 縦覧点検 医療情報との突合	46	85%	54	54	54	100%	
		47	87%	54	54	54	100%	
	介護給付費通知		50	93%	64	31	31	57%
給付実績の活用		33	61%	35	35	35	65%	

保険者が行う介護給付の適正化に向けた主要3事業等の事業内容

事業名	事業内容
①要介護認定の適正化	<p>指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による事後点検を実施します。</p> <p>その際には、認定調査の平準化を図るため、認定調査を保険者が直営で行っている場合も含めて実態把握に努めます。</p>
②ケアプランの点検	<p>利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているか等に着目しながら、保険者においてチェックシート等を活用したケアプラン点検を実施し、改善事項等について介護支援専門員に伝達の上、介護支援専門員の自己チェックと保険者による評価を行います。その際、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等を積極的に活用します。</p> <p>また、併せて、「住宅改修等の点検」や「福祉用具購入・貸与調査」も実施します。</p> <p>〔住宅改修等の点検〕</p> <p>改修施工前に、受給者宅への訪問、写真又は工事見積書の内容点検等により、改修の必要性や実態を確認するとともに、施工時や施工後に受給者宅への訪問や写真等により、施工状況等を確認します。</p> <p>特に、効果の高い訪問調査による点検を行う保険者が増えるよう、効果的な実施方法を助言します。</p> <p>〔福祉用具購入・貸与調査〕</p> <p>福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。</p> <p>その際には、適正化システムにより各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、利用者ごとに単位数が大きく異なる品目等に留意しながらこれを積極的に活用します。</p>

<p>③縦覧点検・医療情報との突合</p>	<p>〔縦覧点検〕 受給者ごとの複数月の請求明細書の内容について、利用日数や各種加算の算定回数等に着目した点検を実施し、請求誤り等の有無を確認の上、適切な措置を行います。</p>
	<p>〔医療情報との突合〕 医療担当部署の保有する入院情報等と介護給付情報を突合し、入院期間中に介護給付費を請求している等重複請求の有無について点検を行います。</p>
<p>介護給付費通知</p>	<p>利用者本人(家族を含む)に対してサービスに要した費用等を記載した通知書を送付します。 通知にあたっては、対象者や対象サービスを絞りこむ工夫や通知時期、説明文書やQ&Aなど同封書類を工夫する等、単に通知を送付するのではなく、効果が上がる実施方法を検討します。</p>
<p>給付実績の活用</p>	<p>積極的な実施が望まれる取組として、適正化システムを活用し、過去の給付実績から把握できる各種指標の偏りなどを基に、給付内容等に疑義のあるものを抽出・点検の上、必要に応じて過誤調整や事業者への指導等を行います。</p>

②適正な介護サービスの提供

- 法令で定める基準に従った介護サービスが提供され、適正な介護保険給付が行われるよう、市町村と連携して介護保険施設や、指定居宅サービス事業者等に対して集団指導や実地指導等を実施するなど、指導監督体制の充実を図ります。
- 介護保険サービスの利用者や事業者からの意見・苦情等に適正に対応できる様々な仕組みの普及促進を図ります。

取組	概要
介護サービス事業者の指導 (高齢者福祉課)	県が指定した居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対して、集団指導や実地指導等を行います。
千葉県運営適正化委員会による苦情解決 (再掲) (健康福祉指導課)	社会福祉法により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービス利用者等からの苦情の解決を行う機関として(福)千葉県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会の運営に係る経費の一部を補助し、福祉サービス利用者の権利擁護を推進します。
苦情相談体制の整備 (再掲) (高齢者福祉課)	介護保険法上の苦情処理機関に位置付けられる国民健康保険団体連合会に対し、苦情処理に要する経費の一部を補助し、苦情や相談への対応の円滑化を図ります。

③介護サービス事業者の経営情報の調査・分析

- 地域において必要とされる介護サービスの確保のために、介護サービス事業者の経営情報についての調査・分析等を行います。
- 中長期的な人口動態等の変化、介護現場における人材不足の状況や、社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、経営情報を国に提供します。